

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年6月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界2026年度案件別外部事後評価パッケージI-3（コートジボワール、ベナン、カメルーン）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用（または事業実施・支援業務用）」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージ I-3
(コートジボワール、ベナン、カメルーン) (QCBS-
ランプサム型)

調達管理番号：26a00180

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年6月10日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージ I-3（コートジボワール、ベナン、カメルーン）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年8月～2027年11月

契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13か月以降)：契約金額の8%を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度末(2027年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 6月 16日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 6月 17日 12時まで
3	質問への回答	2026年 6月 22日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026年 6月 26日 12時まで

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

5	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
6	見積書の開封	2026年 7月 13日 10時
7	評価結果の通知	見積書開封日時から1営業日まで
8	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

本項目については本章別添の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/5cmy6jNuMd>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

① プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

本件は要員の評価を行うため、別紙「プロポーザル評価配点表」の配点を例外的に設定しております。具体的な配点は別紙よりご確認ください。

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2026年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益 相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、6月19日

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

(金) 12 時まで、評価部事業評価第一課宛 (evte1@jica.go.jp) に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

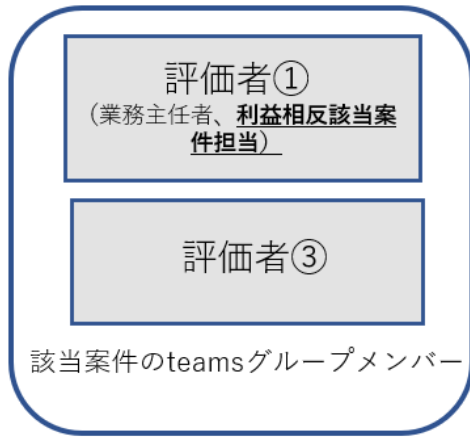
関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、③、④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例)J/V の一員（A 社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。

A社



評価者①

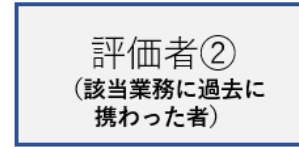
(業務主任者、利益相反該当案件担当)

評価者③

該当案件のteamsグループメンバー

B社

(該当業務に過去に携わった社)



評価者②

(該当業務に過去に携わった者)

※該当業務に過去に携わった社(者)は、該当案件のteamsグループには入らない

排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名

応札社名

(共同企業体の場合は代表社名)

責任者名

(役職)

(所属先)

(連絡先)

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項（2026年度版）】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項（2026年度版）】について、1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項（2026年度版）】について、構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先立ち、JICAへ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。虚偽の申告が判明した場合、JICAの規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄 _____

日付 _____ 〇年〇月〇日

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書案に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書案の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（2）調査・分析の実施基準
2	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3条（5）ローカルリソースの活用
3	コミュニケーションレベルの踏査地について代替案がある場合、具体的な代替案について	第3条（9）②コートジボワール・中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト、中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI) フェーズ2（一体評価）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ LNOB の視点を踏まえた詳細分析にかかる、踏査地の代替案がある場合はその具体的な代替案と選定方法について ・ インタビューの方法やインタビュー時の留意事項について ・ LNOB に関する評価手法や調査手法の改善に向けた取り組みについて 	第4条（6）詳細分析 コートジボワール・中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト、中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI) フェーズ2（一体評価）

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2026年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。

➤ 本業務対象国および対象案件は以下とおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/ 定量 調査	IRR 再計 算	その 他 (※2 ~7)
1	コートジボワール	円借款	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款	仏語	—	—	※7
2	コートジボワール	技術協力	中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト 中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト (PCN-CI) フェーズ2 (一体評価)	仏語	—	—	※3 ※6
3	コートジボワール	無償	大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画	仏語	—	—	—
4	ベナン	技術協力	内水面養殖普及プロジェクト、 内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2 (一体評価)	仏語	—	—	—
5	カメルーン	無償	ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画	仏語	—	—	—

(注) 該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語：日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書(案)を作成する言語

- ※2 ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件
- ※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件
- ※4 衛星データ利用の案件
- ※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件
- ※6 誰一人取り残さない（Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。）にかかる詳細分析を含む案件
- ※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1)情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関（以下、「実施機関」とする）に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

(2)調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、

インパクト、持続性、効率性)⁴及び(4)参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3)発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、(4)参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4)参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

- 公開資料

(ア)評価に関するガイドライン等

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)

- ア) 外部事後評価レファレンス (2026年度版)
- イ) JICA 事業評価ガイドライン 第2版
- ウ) JICA 事業評価ハンドブック (Ver. 3.0)

(イ)その他

- ☒ 環境社会配慮ガイドライン

(<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html>)

- ☒ 事業事前評価表⁵ (事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)

- ☒ 既存事業・調査の報告書等⁶

⁴ 提案を求める事項1：評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。

⁵ 事業評価案件検索サイト (<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>) にて、案件名で検索して参照ください。

⁶ JICA 図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/library/public/index.html>) にて、案件名またはキーワードで検索して参照ください。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

	案件名	報告書名	リンク
1	コートジボワール 新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款	なし	
2	コートジボワール 中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト、中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI) フェーズ2 (一体評価)	中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト (フェーズ1) : 詳細計画策定調査報告書 フェーズ1: 中間レビュー調査報告書 フェーズ1: 終了時評価調査報告書 フェーズ1: 業務完了報告書 フェーズ2: 業務完了報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014547.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025033.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030625.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031142.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052083.html
3	コートジボワール 大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画	準備調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040159.html
4	ベナン 内水面養殖普及プロジェクト、内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2 (一体評価)	内水面養殖普及プロジェクト (フェーズ1) : 詳細計画策定調査報告書 フェーズ1: 中間レビュー調査報告書 フェーズ1: 終了時評価調査報告書 フェーズ1: 事業完了報告書 フェーズ2: 事業完了報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254829.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000006806.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011049.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022266.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052428.html

5	カメルーン ドゥアラ市ユプウェ水揚 場・魚市場整備計画	情報収集・確認調査報 告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021848.html
		準備調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027641.html

※上記は、公示時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

- ☒【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2026
- ☒【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018 年度改訂版）
- ☒【ひな型】評価報告書_技協（英）_2026
- ☒【ひな型】評価報告書_技協（和）_2026
- ☒【ひな型】評価報告書_資金協力（英）_2026
- ☒【ひな型】評価報告書_資金協力（和）_2026
- ☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表_技協_2026
- ☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表_無償_2026
- ☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表_円借款_2026
- ☒【ひな型・簡易型_通常版ベース】評価方針_事前事後比較表_資金協力_2026
- ☒【ひな型・簡易型】評価結果票_資金協力（英）_2026
- ☒【ひな型・簡易型】評価結果票_資金協力（和）_2026
- ☒【ひな型・簡易型】評価方針_事前事後比較表_資金協力_2026
- ☒簡易型外部事後評価について
- ☒紛争影響国・地域の事業評価の手引き（2022 年版）

(イ) 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料

以下の資料については、JICA評価部（jicaev@jica.go.jp）へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒有償資金協力事業にかかる資料

- コートジボワール「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」PCR、審査調書

☒その他評価対象案件にかかる資料

- コートジボワール「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための

人材育成プロジェクト(PCN-CI) フェーズ2」終了時評価報告書

(ウ) 契約締結後に配付する資料

☒報告書等のひな型

(5) ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員⁷を確保すること。
 - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針（和文）の確定 (25～40 営業日)
 - ② 事前事後比較表（和文）の確定 (25～35 営業日)
 - ③ 評価報告書（和文）の最終確定 (30～50 営業日)
 - ④ 評価報告書（英文）の確定 (25～45 営業日)

(7) 発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事

⁷ 提案を求める事項2：本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊備人費（一般業務費）での現地調査補助員の備上を想定している。現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の用途、活用の範囲等については、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

務所（支所を含む）に対する面談・会議の手配を行うこと。

(8) 現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。なお、全事業サイトにおける業務従事者及び現地調査補助員の踏査サイトについては、(9)の個別案件の「(ア)ウ) 現地渡航及び安全配慮」を参照すること。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査、事業関係者の招へいにより実施する。案件ごとの具体的な対応は以下(9)のとおり。

(9) 各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① コートジボワール 新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：コートジボワール全土

イ) 実施機関：保健・公衆衛生・国民皆保険省 (Ministry of Health, Public Hygiene and Universal Health Coverage : MSHPCMU)、保健総局 (General Directorate of Health)、国民皆保険総局 (General Directorate of Universal health coverage : DGCMU)、経済財務省 (Ministry of Economy, Finance and Budget)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

☒ 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である

8

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

⁸ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

☒本事後評価は、①妥当性、効率性の確認方法、②現地調査の回数（1回）、③定量/定性調査の実施方法、④評価結果票の作成等により、業務量を軽減し、迅速な情報収集・分析を行う、簡易型にて実施する。

☒本事後評価はプログラム型借款であることから、以下の基本方針により評価する。また、本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に以下の2）ア）～キ）に留意する。

【基本方針】

1) 評価項目

- ・プロジェクト型借款と同様、評価 6 基準の枠組みを基本に以下の整理を行うが、分析対象は「妥当性」、「整合性」、「有効性」、「インパクト」とする。可能であれば「持続性」「JICA の付加価値」も分析対象とする。「効率性」は分析・評価しない。

2) レーティング

- ・サブ・レーティングは、「妥当性・整合性」、「有効性・インパクト」のみ付与する。総合レーティングは、評価項目が既存のレーティングフローチャートに馴染まないため付与しない。

ア) 「妥当性」では、本事業の整合性については、a) 開発政策との整合性、b) ニーズとの整合性（資金ニーズと開発ニーズ）、c) 事業計画・アプローチ等の適切さについて分析する。c) 事業計画・アプローチ等の適切さにおいては、政策マトリックスの論理的経路（causal chain）の整理とその適切性の分析を行う。

イ) 「整合性」では、a)日本の援助政策との整合性、b)日本政府、JICA、他機関の他事業との整合性を分析する。JICAの支援として技術協力「妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト」（2019年～2024年）及び無償資金協力「大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画」（2019年3月E/N締結）を実施し、妊産婦・新生児死亡率の改善に向け、母子保健サービス提供体制の整備や質の向上に取り組んでいる。また、個別専門家「保健プログラムアドバイザー」（2022年～2024年）を保健省に派遣しており、本事業の政策アクション達成のための助言や実施促進にかかる支援を行っている。各プログラムの実行に向け、これらの事業との連携がもたらした相乗効果について分析を行う。

ウ) 「有効性・インパクト」では、事前評価表に記載のある運用効果指標

(①COVID-19 ワクチン接種率(接種完了人口⁹)、②感染症予防対策に関する改訂版研修計画に基づく研修済み保健区の数、③保健医療施設から5 km以内に住む住民の割合(%)、④保健区の運営基準・標準機能に関する研修を受けた保健区の数、⑤政府総予算に占める保健セクター予算割合(%))について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、本事業がCOVID-19対策のための経済・社会保障政策の資金需要にどの程度対応し、中長期的なインパクトをもたらしたかを確認する。

エ) 「有効性」では、政策アクション(Prior Actions:L/A締結前に満たすべきアクション、Policy ActionsまたはTrigger Actions:トランシェ型で段階的なディスバースを行う場合の条件として設定されるべきアクション)の達成と資金供与の記録を整理する。アクションの達成が貸付実行の前提であることから、事後評価では政策アクション(特にPolicy ActionsまたはTrigger Actions)の継続状況、アウトカム指標の達成度を分析する。その他該当すれば、以下の3点も加味する。

- ① 事前に構築されている政策マトリクスアウトカム・インパクトに至る論理的経路を妥当性で分析した時、ロジック破綻があれば、アウトカム・インパクトの指標や目標値・目標年を再設定する。
- ② 可能な限り、関連する資金協力や技術協力事業が対象の改革目標に与えた効果を分析しつつ、その改革目標の達成度を評価する。
- ③ 資金供与がもたらす当該国の財政への影響として、資金効果(flow of funds effects)を分析の視点に含める。

オ) 定性的効果として記載されている「経済・社会の安定及び開発努力の促進」について、定量的効果指標、COVID-19による人口当たりの累積感染者数と累積死者数、GDP成長率等の指標から総合的に判断し、「有効性」または「インパクト」にて評価する。

カ) 「インパクト」は、インプット(政策アクション)から生まれる間接的ないし中長期的なアウトカムを指し、これを把握・分析する。

キ) 可能な場合、「持続性」にて事業効果の持続性の見込み(維持されないリスク)について把握・分析を実施する。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

⁹ 必要回数の接種を完了した人口(%)。本指標の目標値は、当国政府が掲げる必要回数接種率の達成時期(2022年12月)を踏まえ、2023年2月(事業完成時)の数値とする。なお、本指標以外のすべての目標値は、事業完成2年後の数値とする。

上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリCに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のラオス民主主義共和国「財政強化支援借款」（評価年度 2017 年）の事後評価等からは、一般財政支援を円滑に実施するには、政策アドバイザー派遣や技術協力プロジェクト等の他の支援事業と組み合わせることが不可欠である、との教訓が引き出されている。本事業においても、個別専門家の助言により着実な政策実施を支援するとともに、実施中の技術協力の成果の拡大につながる政策策定を開発政策借款の下、後押しする。

(オ)誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

☒本事業の最終受益者として広くコートジボワール全域の住民が想定され、事業では、母子保健サービスの改善のためのプロトコルや文書の改訂、また帝王切開研修の実施を政策アクションで予定している。この母子に係る取り組みについて、本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添 7）「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査（事業関係者や受益者へのインタビュー等）で確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

- ② コートジボワール 中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト、中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成

プロジェクト(PCN-CI) フェーズ2 (一体評価)

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：アビジャン、ベケ州、オー・ササンドラ州

イ) 実施機関：内務・治安省 (MIS) 分権化地方開発総局 (DGDDL) (アビジャン)

関係省庁：

中央レベル：教育・識字省 (MENA)、水衛生省 (MINHAS)、経済財務省¹⁰ (MEF)、コートジボワール都市・コミューン連合 (UVICOCI)、コートジボワール地域・地区議会 (ARDCI) (アビジャン)

州レベル：ベケ州知事事務所、ベケ州自治体、州教育・識字局 (DRENA)、州水利局 (DRH)、オー・ササンドラ州知事事務所、オー・ササンドラ州自治体、DRENA、DRH

コミューンレベル：バブア、ブアケ

ウ) 現地渡航¹¹及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、以下に記載のとおり、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。なお、3) のコミューンレベルについては、一部、現地調査補助員のみでの調査も想定する。

1) 中央レベル：

実施機関、関係省庁へのヒアリングの際は、可能な限り対象者の役職などに配慮し、役職階級ごとに個別にインタビューするなど留意すること。

2) 州レベル：

地方行政機関として、ベケ州知事事務所、ベケ州自治体、DRENA、DRH、オー・ササンドラ州知事事務所、オー・ササンドラ州自治体、DRENA、DRH について、踏査して情報収集をする。

3) コミューンレベルについて：

¹⁰ 経済財務省は、公示時点で Ministère de l'Économie, des Finances et du Budget (MEFB) に改編されており、調査の際は、DGDDL にフォーカルポイントをヒアリングした上で、MEFB へのヒアリングを実施すること。

¹¹ 現地渡航は、ラマダン (2027年2月上旬～3月上旬予定)、イースター (2027年3月下旬予定) を避け、可能な限りバカンスシーズン (8月、12月) を避けて計画すること。また、2027年に予定されている市町村議会選挙 (期間未定) の状況次第では、JICA と相談のうえ、渡航計画に変更が生じる場合がある。

オー・ササンドラ州バブアコミュニティ、ベケ州ブアケコミュニティへの踏査を想定する¹²。

ヒアリングについては、各コミュニティの村代表、学校運営委員会（COGES）、水管理委員会（CGPE）を1対象ずつ選定し、踏査して情報収集をする。残りのCOGES・CGPEについては、状況に応じて現地調査補助員による調査および実施機関からの情報収集を行う。

☒調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である。¹³

（イ）評価6基準の評価に関する留意点

- ☒本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカム の関係を図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化する。
- ☒「紛争影響国・地域の事業評価の手引き（2022年度版）」を参照し、DAC 評価6基準に基づき評価を実施する。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去のJICA支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関やJICAが連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁴

イ）有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト（以下、フェーズ1）の有効性に関しては、プロジェクト目標（中部・北部の紛争影響地域における基礎的公共サービス実施体制モデルが構築さ

¹² 提案を求める事項3：代替案がある場合は、選定方法及び対象コミュニティをプロポーザルで提案すること。

¹³ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修正されることとなります。

¹⁴ 詳細は2026年度外部事後評価レファレンス別添2を参照。

れる)の達成状況をPDM第二版の指標を参考に確認する。インパクトに関しては、フェーズ2の有効性と合わせて確認する。

- 中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクトフェーズ2の有効性に関しては、プロジェクト目標(地方自治体の住民との協働による公共サービス提供能力向上の体制が構築される)の達成状況を確認するが、指標に関しては、事業完了報告書内で改訂が提案されたPDMを参考にすること。インパクトに関しても同様に、上位目標(公共サービス提供能力が構築され、住民の行政に対する信頼が醸成される)について確認するが、指標に関しては、事業完了報告書内で改訂が提案されたPDMを参考にすること。

ウ) 持続性

☒整備した施設及び事業の実施体制については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

- 特に、Scientific Committeeの体制や財政面について確認すること。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリCに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- フェーズ1に関して、過去のプロジェクト(ウガンダ共和国アチヨリ地域コミュニティ開発委計画策定能力強化プロジェクト(2011年~2015年))では、当初は中央政府の巻き込みを強く意識していなかったが、C/Pである地方自治省を巻き込んでいく中で、中央政府が紛争影響地域の実情を深く理解するようになり、政策にも反映する道筋ができた点が記載されている。本事業では、最初の段階から中央省庁が現場の実情を

理解できるようなデザインとされたかについて確認する。

- さらに、スーダン共和国ダルフル及び暫定統治三地域人材育成プロジェクト（2010年～2012年）で導出された、①専門家－実施責任者－サービス提供者のコミュニケーションメカニズムを構築するよう工夫する、②各地域・セクターでそれぞれ先方側のリーダーを選定し、計画づくり等に関する人材育成を同時に行う、③分野間の協力関係は「連携」ではなく、管理・財務といった共通テーマを設定して「知」の共有を図る、という教訓が本事業に取り入れられたかについて確認する。
- フェーズ1では、地方自治体の意思決定者のフルサポートを得るためには、プロジェクト開始当初からプロジェクト活動に巻き込むことの重要性、また、プロジェクト実施による質的な変化を確認するためには、プロジェクト開始段階でのベースライン調査実施が重要であることが教訓として導出された。そのため、フェーズ2では、「モデル」をベケ州の3か年計画の中において活用し、計画・実施状況がモニタリングされたか、「モデル」改善に注力するために、オー・ササンドラ州におけるパイロット事業数が限定されたかについて、確認する。

(オ)誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

☒本事業の最終受益者としてパイロット事業実施対象地の住民が想定されるが、その中でも特にキャンプ内の住民（コートジボワールの様々な民族の人々（先住民（Autochtone）、国内移住者（Allochtone））、外国人（移民（Allogene））については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、詳細分析を行い検証する。詳細は第4条（6）詳細分析内に記載のとおり。

(カ) 定性調査／定量調査

☒本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含める。

③ コートジボワール 大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：大アビジャン圏ココディ大学病院のリファラル対象医療圏

イ) 実施機関：保健公衆衛生省施設機材局（アビジャン）

ウ) 現地渡航¹⁵及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

- ▶ 事業サイトは、ココディ大学病院と、同病院のレファラル対象医療圏の一次及び二次医療施設（それぞれ2～3カ所）とする。前者は業務従事者による踏査を行うが、後者の一次二次医療施設については、質問票やオンライン・電話等によるヒアリングを基本とし、業務従事者による踏査は必須としない。代わりに、業務従事者の詳細指示のもと、現地調査補助員がそれら施設を踏査し、情報収集することを可とする。

(イ) 評価6基準の評価に関する留意点

☒本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去のJICA支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関やJICAが連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁶

イ) 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- ▶ 事前評価表に記載された運用効果指標：①新生児科の死亡退院割合（％）、②小児外科の手術件数（件／年）、③帝王切開数（件／年）、④産婦人科入院患者のうち、リファーマー患者の割合（％）の変化
- ▶ 事前評価表に記載された定性的効果：
 - ✓ 患者の症状・重症度に応じた医療サービスがスムーズに提供で

¹⁵ 現地渡航は祝日や実施機関の休暇取得等（8月、12月あたり）を考慮して計画すること。

¹⁶ 詳細は2026年度外部事後評価レファレンス別添2を参照。

きるようになり、患者満足度が向上する。¹⁷

- ✓ ココディ大学病院内の母子保健に関する三次医療機能が集約されることにより、関連診療科の連携が強化される。

ウ) 持続性

☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

【施設】

- ✓ ココディ大学病院母子保健棟（計 9,798 m²）：救急部門、検査部門、産前外来部門、手術部門、分娩部門、ICU 部門、病棟部門、管理・研修部門等。
- ✓ 母子保健棟電気棟（計 102 m²）：母子保健棟 医療ガス棟（61 m²）、加圧ポンプ室（6 m²）、救急棟電気棟（63 m²）等。
- ✓ 上記施設の他、機材もあり。

(ウ) 環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のベナン共和国向け無償資金協力「ラギューン母子病院整備計画」（2012年）の事後評価等の評価を踏まえ、本事業においては、母子保健棟の整備を「UHC 推進プログラム」の一部として位置付け、並行して実施予定の技術協力を通じて、ココディ大学病院関係者及びその医療圏の医療従事者の能力向上を図り、同病院が三次医療施設として適切な母子保健サービスを提供できるよう計画された。

¹⁷ 患者満足度については、病院が ISO 9001 認証プロセスの一環として実施した利用者満足度調査に関する資料を参照すること。患者へのヒアリングを妨げるものではない。同資料は契約後に案件関連資料として提供予定。

(オ)誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

☒本事業は公平な社会参加から取り残されている人々への質の高い保健サービスへのアクセス改善を目指した案件であり、最終受益者として特に母子が想定される。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンスの別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒本案件では、第 4 条 (5) に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒本案件では、第 4 条 (6) に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ バナン内水面養殖普及プロジェクト、内水面養殖普及プロジェクトフェーズ 2 (一体評価)

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 :

バナンの全土 (フェーズ 1 対象南部 7 県) 及び北部・中部の 5 県

イ) 実施機関 : 農業・畜産・漁業省 (MAEP) 水産生産局 (DPH) (コトヌー)

地方組織 : 農業開発管轄機構 (ATDA)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関及び ATDA¹⁸ (地方での研修実施準備・運営、中核及び一般養殖家への巡回指導・フォローアップなどを担う) については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

➤ 事業サイトについては、アトランティック県、ウエメ県、ズー県の中核養殖家 (男女一名づつを想定) を、業務従事者は現地調査補助員とともに踏査して情報収集をする¹⁹。

残りのサイトのうち、南部の県については、現地調査補助員による踏査とする。残りのサイトのうち、北部の県については、実施機関からの情

¹⁸業務従事者による踏査は、全国の ATDA を統轄する ATDA 7 (アボメカラビ市) を想定し、残りの ATDA については、現地調査補助員による踏査もしくは、実施機関をとおして情報収集を行う。

¹⁹踏査する県及び中核養殖家に関しては、治安状況等により、変更となる可能性がある。

報収集や現地調査補助員のみによる踏査、状況に応じた遠隔調査とする。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカム の関係を図示化し、 案件間の関係を可能な限り構造化する。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²⁰

イ) 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 内水面養殖普及プロジェクト（以下、フェーズ 1）の有効性に関しては、プロジェクト目標（プロジェクト対象市において養殖家戸数が増加する）の達成状況を PDM 第三版の指標を参考に確認する。インパクトに関しては、フェーズ 2 の有効性と合わせて確認する。
- 内水面養殖普及プロジェクトフェーズ 2（PROVAC2）（以下、フェーズ 2）の有効性に関しては、プロジェクト目標（農民間普及アプローチ及び養殖技術改善を通じてベナン全土に養殖生産が拡大する）の達成状況を確認する。インパクトに関しては、上位目標（ベナンにおける養殖生産量が増加する）の達成状況を確認する。

ウ) 持続性

☒整備した施設や実施体制については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

²⁰ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリCに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- フェーズ1に関して、過去のプロジェクト（カンボジア淡水養殖改善・普及計画（2005～2010年））では、種苗生産養殖家を中核養殖家とし、中核養殖家が近隣の一般養殖家に種苗を販売する際に同時に必要な技術を教えることにより、養殖技術が農民間で普及した。本事業では、種苗生産養殖家の育成を行い、技術の普及は行政と農民間普及の両方で進められたかについて確認する。
- フェーズ2に関しては、フェーズ1に引続き、中核養殖家と普及員の育成及び能力強化を通じた内水面養殖技術の普及・拡大を図り、養殖家数及び生産量の増加を目指すことから、地域の特性やニーズに合った形で中核養殖家や普及員の配置・育成するとともに、中核養殖家が一般養殖家に技術指導をすることで生産する種苗の販売が促進されるというインセンティブを高め、農民間研修が効果的に実施されるよう計画されたかについて確認する。また、本事業における効果的な活動の推進や金融アクセス整備に際しては、世銀を始めとする他ドナーや金融機関等との連携協力関係の構築が進められたかについても確認する。

(オ)誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

☒本事業の最終受益者として広くベナン国民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事業では、女性の養殖への参画が想定されることから、研修やクレジットアクセス改善等の機会を得る対象養殖農家を選定するに当たっては、ジェンダーへの配慮の計画があるが、本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）「LNOBの視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価6基準で実

施する定性的効果の調査（事業関係者や受益者へのインタビュー等）で確認できる範囲で検討すること。

（カ）定性調査／定量調査

☒本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

（キ）詳細分析

☒本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑤ カメルーン ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画

（ア）調査対象範囲・実施機関

ア）調査対象範囲：ヤウンデ市、ドゥアラ市

イ）実施機関：牧畜・漁業・畜産省（Ministère de l' Elevage, des Pêches et des Industries Animales: MINEPIA）

ドゥアラ市議会（Communauté Urbaine de Douala : CUD） 、

ユプウェ水揚場・魚市場（Débarcadère et Marché aux Poissons de Youpwé : DMPY） 、

MINEPIA 海岸地域代表部（Délégation Régionale du MINEPIA littoral : DREPIA）

ウ）現地渡航及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。なお、首都ヤウンデからドゥアラ市への移動は空路もあるものの、フライトのキャンセル等のリスクも鑑み、陸路での車両移動を推奨する。

（イ）評価6基準の評価に関する留意点

☒本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施

機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²¹

イ) 有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①市場棟内で直射日光の影響なしに鮮魚販売を行える店舗数（店）、②大型運搬船荷役作業時間（分）の変化

ウ) 持続性

☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 階段式護岸、護岸待合所、アクセス道路の舗装及び排水機能 整備
- 市場棟、事務・管理棟、食堂棟、集会所、外構（3,000 m²）など

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類される港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しない。本事業により、商店、既存市場内の燻製魚小売人、運搬人組合事務所の一時移転を伴う見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のカメルーンの無償資金協力「零細漁業センター整備計画」では、

²¹ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

計画段階から運営維持管理体制が早期に確立されるような対策を検討する必要があるとの教訓を得ている。本事業においても、施設使用料収入を施設運営維持管理に活用する計画であることから、この教訓を活かし、ソフトコンポーネントにより運営維持管理マニュアル等の作成支援及び運営に係る研修を行い、適切な運営維持管理体制を構築が進められたかについて確認する。

(オ)誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

☒本事業の最終受益者として広くドゥアラ市地域の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられ、施設の設計にあたっては、女性の要望の強いトイレ等の女性の要望に見合った規模、仕様とし、「女性に優しい施設」を目指す計画となっていた。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス (別添 7) 「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査 (事業関係者や受益者へのインタビュー等) で確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査 / 定量調査

☒本案件では、第 4 条 (5) に実施方法を示す定性調査 / 定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒本案件では、第 4 条 (6) に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

(1) 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料 (英語、仏語) を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

(2) 評価方針 (案) の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、

実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。

- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る²²。

(3) 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票（英語、仏語）を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（第 1 次現地調査）

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて対象国関係機関）および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要な文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第 1 次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

☒本業務では、実施する案件はない。

(6) 詳細分析

☒本業務では、以下の事業について詳細分析を行う。

²² 評価部の確認に 15 営業日（通常 3 回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

- ① コートジボワール「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト、中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI) フェーズ2 (一体評価)」

(ア) 目的：LNOB の視点を踏まえた詳細分析

(イ) 調査項目：

パイロット事業実施対象地におけるキャンプ内の住民（コートジボワールの様々な民族の人々（先住民（Autochtone）、国内移住者（Allochtone））、外国人（移民（Allogene））について、定性調査を用いて計画時にこれらの住民が十分に包摂され、加えて、本事業の効果が公平に裨益したかについて確認する。本調査については、報告書内のコラムでまとめること。また、本調査では、紛争影響国・地域の事業評価の手引きも参照すること。

(ウ) 対象者：

バブア（州自治体）デマ3、バブアコミュニティのホスト村代表、キャンプ代表、キャンプ住民、COGES 代表、CGPE 代表など合計 30 名程度を対象としたインタビューを想定する。²³ なお、キャンプ住民については、各属性の住民 3 名程度を想定し、属性をバランスよくサンプリングすること。また、上記の詳細分析について、LC は 5 日程度配置し、一部を評価者による踏査、残りを LC による踏査と想定するが、難しい場合には一部を質問票やオンライン、電話等でのインタビューによる情報収集も可能とする。

(7) IRR 再計算²⁴

☒本業務では当該項目は適用しない。

(8) 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。

²³ 提案を求める事項④：キャンプ訪問には、事前に許可が必要な場合があり、許可の取得に時間を要する可能性があるため、対象キャンプ選定は、前広に JICA と協議し決定する。また、治安状況等で踏査が難しくなった場合は、JICA と協議のうえ踏査先、対象者を再検討する。代替の対象キャンプがある場合は、選定方法を含めてプロポーザルで提案すること。また、インタビューの方法やインタビュー時の留意事項について、プロポーザルで提案すること。なお、本評価方法及び、対象者数は、評価方針検討時に受注者と発注者で検討、確定とする。

²⁴ 外部事後評価レファレンス 別添 5 を参照。

- ② 事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。
 - ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表（最終版）を、確定した時点で提出する。
- (9) 暫定評価についての実施機関への説明（第2次現地調査）²⁵
- ① (8)の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。簡易型の案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
 - ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。
- (10) 提言・教訓の検討
- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。
- (11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック
- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。
- (12) 追加情報の収集
- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。なお簡易型評価対象案件に関しては、業務従事者の指示のもと現地調査補助員が行うことを想定する。
- (13) 評価報告書（案）の作成
- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書（案）（日本語）を取りまとめ、発注者の承諾を得る²⁶。
 - ② 日本語版の承諾後、評価報告書案（英語、仏語）を作成し、発注者の承諾を得る。

²⁵ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

²⁶ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書（案）（日本語・英語）を最終化し²⁷、発注者の承諾を得る。

（14）教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（日本語・英語）を作成する。

（15）LNOBの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言

コートジボワール（技術協力）「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI) フェーズ2」（一体評価）（第3条（9）の②（オ）参照）の定性調査の実施を踏まえ、LNOBの視点を反映した事後評価の実施方法や体制等の改善に向けた提言を整理し、書面に取り纏める。特に、以下(I)～(IV)を含むものとする。

- ・ 今回の調査の内容とその分析結果
- ・ 評価実施における課題と改善案（定義設定や調査の規模、調査方法、分析方法など）
- ・ 今後のLNOB詳細分析対象案件の選定にあたっての提言
- ・ その他実施の際に直面した課題と改善案

（16）紛争影響国・地域の事業評価の手引きの活用提言ペーパー

- 上記第3条（9）②の案件の事後評価で活用した、紛争影響国・地域の事業評価の手引きに関し、今後の事業評価における活用について、以下の点を含めた提言（和文）を作成する。本文2ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容は発注者と協議した上で作成する。
 - ① 手引きを活用した評価において特に情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
 - ② 上記を踏まえて、手引きの更なる修正が必要と思われた箇所
 - ③ 今後の紛争影響国における手引き活用における提案

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項（1）以下に示す。

²⁷ 評価報告書（案）の最終化は（日本語・英語）のみとする。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

(1) 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R 3部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書 ※簡易型の場合は 評価結果票	日本語 ／英語	電子データ PDF版・Word 版： CD-R 3部	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者指定の指定様式に従った内容 ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。 ・原則として、各案件 20 頁以内 ・要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。

(2) 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語／ 仏語	電子データ	
評価方針（案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者指定の様式に従った内容 ・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の

				関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語／仏語	電子データ	
事前事後比較表（案）	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・（案）の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり
評価報告書（案） ※簡易型の場合は評価結果票	第二次現地調査後（成果品提出の 2.5～3 か月前） ※簡易型は検討会後	日本語／英語	電子データ	要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む
教訓シート（案）	評価報告書提出の 1 か月前	日本語	電子データ	
詳細分析ペーパー（案）	評価報告書（案）と同時期	日本語	電子データ	

（3）提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R 1部）にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料（LNOBに係る詳細分析のインタビュー議事録（第4条（6）1）を参照）、） ➤ 一次データの処理・分析用ファイル（STATA や R などのスクリプトファイル） 他
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度（解析度 300～350dpi）
分析ペーパー	紛争影響国の手引き利用提言ペーパー	コートジボワール（技術協力）「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI) フェーズ2」（一体評価）

提言ペーパー	LNOB の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言	コートジボワール「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI) フェーズ2」(一体評価)
教訓シート		第4条(14) 参照
特殊言語版の報告書(案)		コートジボワール「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」(仏語) コートジボワール「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI) フェーズ2」(一体評価)(仏語) コートジボワール「大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画」(仏語) ベナン「内水面養殖普及プロジェクト」(仏語) カメルーン「ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画」(仏語)
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

➤ 本業務では、現地再委託を想定していない²⁸。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

²⁸ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、13 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

本公示では要員計画の評価を行います。様式4-3の「要員計画」は不要ですが、様式4-4の「業務内容」の欄を「業務内容/業務従事経験」として、従事予定者全員の①名前、②担当分野(従来と同様)③評価業務経験を記載ください。要員計画を評価するにあたり、様式4-5(その1~その3)の提出は求めません。

業務従事者が未定の場合には、想定する経験や能力要件などを記載してください。

原則、履行期間中に要員を交代することは想定しておりません。

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

▶ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：コートジボワール、ベナン、カメルーン国及びその他途上国地域
- ② 語学能力：英語（仏語ができることが望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年8月 ～ 2027年11月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途 12.14人月

2) 渡航回数を目途 延べ9回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（４）安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) 各国における安全管理情報

【コートジボワール】

<国内全土共通>

- ・短期滞在者は、JICA 事務所指定のホテルに宿泊する。詳細は事務所に照会すること。
- ・深夜（22時～翌5時）の外出禁止。業務上の活動は、原則として20時までに終了するように計画を立てること。
- ・常に携帯電話を携帯し、連絡が取れる体制を維持すること。
- ・市内移動は車両移動を原則とし、徒歩移動は短距離に留めること。日没後の徒歩移動は禁止。
- ・乗り合い路線タクシー（ウォロウォロ）や乗り合いワゴン（バカ）の利用は終日禁止。個人タクシーは配車アプリ（YANGO）の利用を優先するが、市内30分以内の近距離移動に限定して市内タクシー（オレンジ色）の利用も可とする。ただし、運転手や車両の状態に注意して利用すること。夜間のタクシー利用は配車アプリなどを利用し、路上で長時間待つことのないよう注意する。
- ・（一般渡航の場合）空港からの移動は、極力レンタカーやホテルの送迎車両を利用する。タクシーを利用する場合は前項に記載の留意点を遵守する。

- ・滞在日程や宿泊先の変更・延長があった場合は、速やかに事務所に滞在予定と共に届け出ること。
- ・渡航前に「安全対策マニュアル（コートジボワール）」および「海外安全対策ハンドブック」を熟読すること。
- ・当地で留意すべき主要なリスクは以下のとおり。
 - ア) 集団示威行動（デモ、騒乱等）：目撃した際は、その場から離れ安全な場所に移動したのち、事務所に連絡。
 - イ) テロ行為（ホテルやレストラン等襲撃、爆弾、誘拐）：欧米人が多く集まる高級ホテル、Zone4・トレッシュヴィルなどにある欧州系高級レストランやイベント会場、金曜日、イスラム／キリスト教歴記念日、フランス関係祭典等の日については特に注意。滞在が必要な場合はなるべく短時間に留め、常に周囲の状況に注意し、異変のある場合はその場から離れる。
 - ウ) 言い争い、もめ事：当国の人々は特に政治、社会グループなどの問題にナーバスであるため、常に中立性に留意するとともに、このような話題には直接及ばないように留意。
 - エ) 強盗、車上狙い、置き引き、スリ：車両移動中は必ず施錠し、窓を閉める。駐車は警備員など人目のあるところにし、車内に貴重品を残したり、外から見える場所に荷物を放置したりしない。
 - オ) 青少年犯罪グループ「ミクロブ」：主にアボボ、アジャメ、ヨプゴンなどの地区で強盗、殺人、略奪、破壊行為を行うグループ。ナイフなどの凶器を持ち、薬物を常用。内部抗争による衝突が継続しているため、上記地域への立ち入りの際には徒歩での移動は原則禁止とし、車両移動中は必ず施錠し窓を閉める、周囲の様子に気を配り貴重品は取り出さない、可能な限り現地の人を随行させるなど、十分に注意して行動する。また、夜間の立ち入りは極力避けること。

<地方への移動時>

- ・日没後の都市間移動は禁止。日の出前・日没後の移動が生じないように、余裕を持った計画を立てること。
- ・整備の行き届いた車両と、道路事情に通じ十分な技術を有する運転手を手配する。一般渡航の場合は、レンタカーもしくは派遣中関係者の自家用車の利用を必須とする。
- ・同一行程で移動する単位ごとに、運転手以外にフランス語で十分な意思疎通ができるメンバーを1名以上含める。

- ・スピードの出し過ぎに注意する。最高速度は高速道路上で 100 km/h（都市内は 80 km/h）、それ以外の道路は 60 km/h であるが、道路状況に応じた安全な速度で移動する。
- ・運転手に十分な休息（2 時間に 1 回程度）を取らせ、同乗中は眠らない。
- ・移動開始時および完了時に事務所担当所員に連絡する（SMS 可）。
- ・地方都市の中心地から外れた地域を訪問する場合は、衛星携帯電話を携帯する。事務所から貸し出しが可能。
- ・救急箱・水・非常食を準備し携帯する。
- ・地方都市の中心部から外れた地域を訪問する際や、未舗装道路区間を通行する際は、必要に応じて最寄りの県（Préfecture départementale）、市（Commune）事務所、あるいは治安当局へ通報し、最新の道路状況を確認のうえ、使用予定の車両で通行可能であることを確認する。また、余裕を持った移動計画を立て、路面状況に応じた安全な速度で走行すること。

【ベナン】

- ・「海外安全対策ハンドブック」を熟読し、内容を遵守する。特に、ベナン国内においてテロの脅威が存在するため、ハンドブック 5. テロ・暴動（騒擾）・誘拐対策を参照の上、テロ回避行動を徹底する。
- ・バイクタクシー（ゼミジャン）および三輪タクシーの利用禁止。
- ・コトヌー市内における自転車利用禁止。地方での自転車利用については、支所の承認を得ること。
- ・夜間・早朝の徒歩による外出は避け、タクシー、レンタカー等の車両移動とする。信頼できるタクシーや配車アプリなどを利用して、夜間・早朝に路上で長時間待つような状況は避けること。
- ・夜間の都市間移動は禁止。都市間移動は 7:00 から 18:00 までに行う。特にバスや乗り合いタクシーで移動する際は、十分に余裕を持たせた計画とすること。乗車位置はタクシーでは運転手側の後部座席、バスであれば中央の通路側を推奨。
- ・ベナンの海岸は外洋のため波が高く、急深な地形のため引き波が極めて強く危険なため、一部コトヌー市内のエルドラドビーチなど遊泳可能とされているビーチ以外での遊泳は禁止。なお、プライベートビーチにおいてもそのほとんどが遊泳禁止なので注意すること。
- ・携帯電話・充電器を常時携帯し、緊急連絡先を支所担当者に共有する。
- ・夜間外出禁止時間が渡航地域により異なるため、行動規範をよく確認すること。

- ・地方都市からコトヌーへの都市間移動については、公用車・プロジェクト車両またはそれに準ずる整備状態のよい車両で行う業務渡航に限り、各幹線道路の所定の地点（①国道1号線ポルトノボ中心地のトファ像広場、②国道2号線と国道31号線の分岐点、③国道1号線ウィダ方面のアオゾン料金所、④沿岸道路ウィダ方面のアワンジ小学校近辺の地点）を18:00までに通過し、19:00までにコトヌー中心部（ベナン支所周辺）に到着する移動を可とする。一般渡航の都市間移動については、「共通事項」に記載のとおり7:00から18:00までに行い、18:00までにコトヌー中心部（ベナン支所周辺）に到着するように計画すること。
- ・コトヌー市内の海岸は犯罪多発地域であり、夕方以降の立ち入りは禁止する。日中であっても周囲の状況に十分注意し、波打ち際には絶対に近寄らないこと。

【カメルーン】

●行動規制

- ・最新版の「海外安全対策ハンドブック」の記載内容を遵守する。
- ・不要不急の夜間外出は控える（夜間外出時は必ず車両移動とする）。
- ・カメルーン国 JICA 関係者緊急連絡網の最新版を常に携行する。
- ・携帯電話を常に使用できる状態にしておく。可能な場合、交換用充電地を用意しておく。
- ・官憲等による取り締まりに備え、移動時には査証申請時にカメルーン事務所から発行する招請状（写し）および身分証明書またはそれに代わるものを携行すること。

●空港利用

- ・空港の出発／到着ロビーに滞在する時間は最小限とし、出発時はチェックイン後速やかに搭乗者ロビーに移動する。
- ・深夜発着のフライトを使用する場合には、事前に必ず信頼のおける交通手段（レンタカー、タクシー、空港送迎サービスのあるホテルを選択する等）を確保しておく。なお、タクシー会社等の情報が必要な場合にはカメルーン事務所に事前連絡する。
- ・空港到着時には、カメルーン国内で送受信可能な携帯電話番号から担当者に安否確認の連絡を入れる。

●移動手段

- ・バイクタクシー・鉄道の利用は禁止。
- ・見知らぬ同乗者が含まれる乗り合いタクシーの利用は禁止。
- ・貸切（デポ）または Yango（配車アプリ）の利用のみ可とする。
- ・日没後および日の出前の都市間移動は原則禁止。

・ヤウンデ市内で立入・通行は避けるエリア

以下の一般犯罪が頻発する地域を避けること。

TSINGA、BRIQUETERIE、TONGOLO、SANTA-BARBARA、NGOUSSO、MVOG-ADA、EKOUNOU、MVOG-MBI、OLEZOA、MINI FERME、BIYEM-ASSI、NKOLBISSON、MVAN

●宿泊先

・安全性が担保された宿泊先を選定する。安全な宿泊先に関する情報がない場合には、事前にカメルーン事務所に相談する。

・地上波携帯電話による通話が可能な宿泊地を選定する。

・業務渡航で止むを得ず地上波携帯電話の通話不可な場所に宿泊する場合、事前にカメルーン事務所の了承を得たうえで、事務所貸し出しの衛星携帯電話を携帯する。

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案しま

す。

- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

74,338,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（10）その他留意事項

コートジボワール国内において、アビジャン市内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 20,900 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

なお、本単価は 2024 年 7 月調査時になるため、現時点の単価が上記単価を超える場合には、現時点の単価を使って計上すること。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	45	
(2) 作業計画等	(25)	
ア) 要員計画	20	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)